

不正請求

「不正請求」とは

「不正請求」とは、閲覧していない情報や利用していないサービスについて、根拠のない債務が存在するように装ったり、業者が一方的に情報やサービスの消費があったことを主張したりして根拠のない請求を行い、金品を騙し取る行為のことである。「架空請求」や「違法請求」とも呼ばれている。

このような架空の請求を行って金品を詐取する行為は、**詐欺罪**あるいは**恐喝罪**が適用される場合がある。

「不正請求」の手口

「不正請求」の手口としては、まず業者が送付先のリストを入手して、不特定多数の者へ不正請求を送りつける。送付先のリストは、何らかの事情で漏洩した名簿や顧客リスト、個人情報収集用のWEBページに入力された個人情報、あるいは個人情報を販売している名簿業者から直接購入したものなどが使われている。

業者の請求の理由としては、実際には利用していない有料情報サービスとして、有料アダルト番組の視聴、ツーショットダイヤルの情報料、携帯電話の有償サイト利用料、出会い系サイトの会員費などに関する請求や、健康保険に関わる手数料や保険料の請求、不正な楽曲の違法コピーによって被った損害の賠償に対する請求なども見られる。

請求する業者は、債権譲渡を受けた債権管理回収業者をかたって電子メールや葉書などで送りつけ、送金を要求する行為が多い。

また、おとりのサイトやWEBページを設置し、無償と偽ってサービスを提供しつつ被害者の個人情報を登録させて、後から料金の発生を主張したり、利用者に額面以上の請求を行ったりすることもある。

業者から被害者への連絡方法としては、かつては葉書や封書などの郵送によるものや電話による脅迫めいたものが見られたが、携帯電話やインターネットが普及してからは、電子メールやショートメッセ

ージサービスによるものが多くなってきている。

被害者への請求にあたっては、指定期日までに業者の提示する金額を指定の銀行口座に振り込むように要求し、さもなければ自宅や職場を訪問して直接利用料金の回収を行う、あるいは法的手段に訴えて給与などの差し押さえを行う、信用情報機関に不利な情報を登録するなどと言明して、被害者を圧迫して強硬な態度で代金の支払いを迫ったりする。

このほかに、**ワンクリック詐欺**(→p.102)や、代金引換郵便で送りつけて家族の誰かが注文した物と錯誤させ、金額に見合わない商品を引き取らせて商品代金を詐取する代引き詐欺も架空請求詐欺のうちに含める場合がある。

「不正請求」の被害にあわないために

「不正請求」の被害を未然に防ぐためには、まず個人情報の漏洩に注意しなければならない。安易にアンケートに答えたり、メールの質問に返信したりすることによって、不法業者に個人情報が伝わり、不正請求が送られる危険性が高まるのである。

また、不正請求の葉書やメールが送られてきてもあわてて返事を出したり、返信したりするのは禁物である。反応することで返って悪徳業者に自分の個人情報を渡してしまうことになるからだ。裁判所からの連絡以外は無視するのが一番である。少額だからといって一旦払ってしまうと、次々と多大な要求や他業者からの要求が寄せられることもある。自宅や会社に来るといったり、個人情報を調査したりするという悪徳業者の脅しに乗らず、冷静に警察や消費者相談センターなどに相談することが大切である。